平成２７年（フ）第８７０４号
東京都板橋区中台２丁目４－７－306
債務者　大野　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７０５号
東京都中野区大和町４丁目42―14―205
債務者　平林新太郎
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５５号
静岡市葵区足久保口組818番地の19
債務者　曲田　弘之
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２７号
茨城県つくば市竹園１丁目８番地２
破産者　有限会社海原商事
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３号
千葉県八街市砂60番地14
破産者　渡部　一彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７４号
福岡県久留米市東町380番地の２
破産者　有限会社増崎縫製
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７５号
埼玉県狭山市入間川3151番地の11
破産者　株式会社みずや
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７１号
愛知県犬山市大字五郎丸字新田組４番地20
破産者　株式会社アイ・イー・エス
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
三重県伊賀市久米町640番地
破産者　株式会社西山モータース
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１５号
奈良県奈良市朱雀３丁目15―１　高の原駅前団地10―205、住民票上の住所三重県伊賀市川合128番地の69
破産者　前田　利始
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２７２号
神戸市垂水区名谷町字猿倉99―３―301
破産者　有限会社マインドファクトリー
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０９号
神戸市中央区磯辺通３丁目２番17号
破産者　株式会社Ｅ’ホープ
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５８号
岡山県和気郡和気町矢田336番地４
破産者　岡本　卓士
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
広島県呉市本通７丁目２番３号
破産者　西日本テクノ工業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１６１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭1400番地
破産者　農事組合法人具志頭バイオセンター
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２６号
北海道旭川市神楽４条２丁目２番15号リベライン神楽202号室
破産者　株式会社ベアーズマガジン
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６２号
北海道旭川市東光５条２丁目１番30号
破産者　有限会社かみゆい
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
北海道帯広市西17条南37丁目５番17号
破産者　株式会社ネクストステップ
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１１９７号
横浜市瀬谷区相沢２丁目52番地２
破産者　有限会社笹原木工
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
静岡県磐田市和口366番地１
破産者　有限会社宇田建設
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係